政令第三百三号

規制改革推進会議令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　規制改革推進会議（以下「会議」という。）は、委員十五人以内で組織する。

2　会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員の任命等）

第二条　委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（議長）

第三条　会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2　議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3　議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第四条　会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び専門委員は、議長が指名する。

3　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから議長が指名する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第五条　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第六条　会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、会議への資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。

（庶務）

第七条　会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（会議の運営）

第八条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

府　令

○内閣府令第五十八号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（不正輸出対策官）	
第五十二条　削除	**第五十二条**　警備局外事情報部外事課に、不正輸出対策官一人を置く。
	2　不正輸出対策官は、命を受け、令第四十条第二号ロ及び第三号（令第四十条第二号ロに掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。
備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○法務省令第四十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月七日

法務大臣　金田　勝年

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「五一、二一六人」を「五一、二七八人」に改め、同表合計の項中「五二、八〇九人」を「五二、八七一人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（法務省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　法務省定員規則の一部を改正する省令（平成二十八年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「五一、三五三人」を「五一、四一五人」に、「五一、二三〇人」を「五一、二九二人」に改める。

○外務省令第十一号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月七日

外務大臣　岸田　文雄